京都市告示第337号

生活保護法第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和3年9月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
安岡 あかね	空水治療院	北区大宮南田尻町58	令和3年8月1
		第2池田ビル1F	日
佐々木 英人	鍼灸マッサージ佐々木治療	南区八条内田町30	令和3年9月1
	院		日
前田 秀朗	まえだ鍼灸整骨院	右京区太秦青木ヶ原町	令和3年8月26
		6 - 19	日
牧野 里佳子	桂東洋鍼灸整骨院	西京区下津林南大般若町88	令和3年7月27
		アルテハイム桂1F	日
梅村 桃花	桂東洋鍼灸整骨院	西京区下津林南大般若町88	令和3年7月27
		アルテハイム桂1F	日
星雄登	ほし整骨院	伏見区石田森南町70-2	令和3年8月10
			目
尾田 洋	まいらいふ治療院	八幡市下奈良中ノ坪10-2	令和3年8月6
			日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)